伊勢市議会基本条例【逐条解説】

(前文)

伊勢市議会は、二元代表制の下、また、地方分権及び地方創生に係る 積極的な関与を求められる中、その役割を最大限に果たすため「改革先 行型」で、かつ継続して制度改革及び活性化に取り組んできた。

これからの伊勢市議会は、市民への情報の提供と市民との情報の共有化を図りながら、市民の市政への積極的な参加を求め、かつ議会の議員同士が自由闊達な討議を通し、市政に係る論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、課題解決のために、さらに政策の立案及び提言ができる議会を目指す必要がある。

また、伊勢市議会及び議員は、公正性かつ透明性を堅持し、さらに市民に開かれた信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

このような認識のもと、伊勢市議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け、不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自がその自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。

【解説】

前文は、伊勢市議会が議会基本条例を制定する決意や、新たな伊勢市 議会として、議会と議員それぞれが常に念頭に置くべき決意として示す ものです。

【用語】

※ 二元代表制

地方公共団体において、市長と議会の議員それぞれを市民が直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として緊張関係を保 ちつつ調和を図る制度です。

※ 改革先行型

議会基本条例を制定し、その条例に基づき具体的に議会改革を推進する「条例先行型」ではなく、できることから議会改革を先行し、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる持続的な取組みへの礎とするもの。

※ 市民

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、 法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、義務を課すものでは ないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではな く、特に規定していません。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、伊勢市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。

市民の代表である議員で構成する議会が、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めています。

【用語】

※ 地方自治の本旨

憲法第92条、地方自治法第1条などで定められています。

地方自治の本旨は、国から独立した団体が自らの権限と責任において、地方の行政を行う「団体自治」と住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行う「住民自治」があり、この2つの要素から成り立ちます。

※ 市民の福祉の増進

地方自治法第1条の2で地方公共団体の役割について、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」と定めているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を目指すものです。

【参考条文】

※ 憲法第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基 いて、法律でこれを定める。

※ 地方自治法第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに 地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と 地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団 体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公 共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

※ 地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (5) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにす

【解説】

議会の活動原則を定めています。

- (1) 議会は、公平、公正な議会運営を行うとともに、会議録の公開やホームページへの情報掲載及び政務活動費等を積極的に公開することで 透明性を確保します。
- (2) 市民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを市政に反映させます。
- (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、議員相互の意見の一致を図ることに努めます。
- (4) 市民の意見の聴取に努め、市政に対する政策立案及び政策提言に積 極的に取り組みます。
- (5) 議長及び副議長の選挙に当たっては、全員協議会において立候補者 による所信表明を行い、選出の過程を公開します。

(議員の活動原則)

- **第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であること を十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の増進を目 指して活動しなければならない。

【解説】

- 1 多様な住民意思を反映し、政策水準を高めるため、議員相互間の自由な討議を推進することを定めています。
- 2 議員が、市政における課題全般について、多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを定めています。
- 3 議員は、地域などにおける個別事案だけでなく、市民全体の福祉 の増進を目指して活動することを定めています。

【用語】

※ 言論の府

議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるものであることをいいます。

※ 合議制の機関

複数の議員の合議による意思決定を行う機関のことをいいます。

(議会の役割)

- 第4条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の 責任を負う。
- 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

【解説】

- 1 議会は、市長等から提案される条例や予算などを、議員相互間の 自由な討議を通し、それが是か否かという意思決定する機関であり、 その議決の責任を果たすことを定めています。
- 2 議会は、市長等が行う日常の業務が適正に行われているかについて、 質疑・質問を行うなど、また地方自治法第100条に基づく調査権など を行使して、監視や評価を行い、解決するための政策をまとめるこ とを定めています。

【参考条文】

※ 地方自治法第 100 条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

(議長の責務と役割)

第5条 議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

【解説】

議長は、議会を代表し、いかなる場合も中立公正の立場で、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことと定めています。

(政策立案及び政策提言)

第6条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、 政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政 策提言を行うものとする。

【解説】

議会は、市民の多様な意見、要望に応え、議会としての権能をより高め、議会の政策水準の向上を図るため、議員提案による条例の制定や市長提出議案の修正など、様々な方法により議員同士が議論を尽くしながら積極的に政策を立案し、市長等に政策を提言していくことを定めています。

(大規模災害時の議会の対応)

- 第7条 議会は、大規模災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、 並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図ら れるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。
- 2 大規模災害への対応について基本的な事項は、別に定める。

- 1 議会は、市民を代表する議事機関として、大規模災害の緊急の事態 が発生した場合においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、市 民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよ う、伊勢市災害対策本部と連携して、議会としての体制の整備に努め ます。
- 2 大規模災害への対応については、「伊勢市議会大規模災害対応基本 方針」で定めています。

(会派)

- 第8条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うため の政策集団として会派(以下「会派」という。)を結成することができ る。
- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思 を表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする。

- 1 議員は、より充実した議会活動ができるよう同一の理念を共有する 他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成するこ とができることを定めています。
- 2 会派は、政策の立案等について十分な議論を尽くしたその意見について、会議において意見表明し、会派間で合意形成を得るように努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第9条 議会の会議は、原則として公開とする。
- 2 議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対す る説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見及び政策的 意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

- 1 議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議や常任委員会、常任委員協議会、特別委員会など全ての会議を原則として公開することを定めています。
- 2 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、議会活動の情報公開 によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責 任を十分果たすことであると定めています。
- 3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、政策提案の拡大に努めることを定めています。
- 4 議会においては、多様な意見の聴取の手法として、地方自治法第115 条の2に定める公聴会制度や参考人制度を積極的に活用し、利害関係 者である市民の意見や有識者等の専門的・政策的識見、関係者の陳述 等を議会の討議に反映させることに努めることを定めています。

【参考条文】

※ 地方自治法第 115 条の 2

普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、 請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験 を有する者等から意見を聴くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願をする者に対して説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。

【解説】

請願や陳情は、議会への単なる「お願い」ではなく、議会への政策提 言であると位置付け、提案者の意見を聴く機会を積極的に設けることを 定めています。

【用語】

※ 請願

憲法で保障された国民の基本的権利で、市民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べること。

議員の紹介により、要件を備えた請願書の提出が必要です。

議会の審議で採択か不採択かを議決します。

※ 陳情

特定の事項について利害関係を有する者が、議会等に実情を訴え、適切な措置を要望すること。

請願とは異なり、議員の紹介は必要ありません。

第4章 議員の定数及び報酬

(議員の定数)

- 第11条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び類似団体との比較検討結果等を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。
- 2 議員の定数については、別に条例で定める。

- 1 議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市 の将来予測及び人口、面積など類似団体との比較検討結果等を踏まえ て定めるべきであるとしています。
- 2 具体的な議員の定数は、「伊勢市議会議員定数条例」で定めています。
- * 議員の定数については、現在24人です。

(議員報酬)

- **第12条** 議員は、議員報酬が市民の負託を受けたその職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。
- 2 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員は、議員報酬が、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員 活動の状況を反映するものであることを自覚するよう定めています。
- 2 地方自治法第 203 条第 4 項により、その額と支給方法を条例で定めることとされていることから、「伊勢市議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例」で定めています。
- * 議員報酬月額
 - ·議長 564,000 円、副議長 506,000 円、議員 448,000 円

【参考条文】

※ 地方自治法第 203 条第 4 項

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第5章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

- 第13条 議会の会議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市 長等」という。)の質疑応答は、市政上の論点又は争点を明確にするた め、一問一答方式で行うものとする。
- 2 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。
- 3 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

【解説】

- 1 会議における質疑及び質問は、市政上の論点・争点が曖昧になるお それがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で 行うことを定めています。
- 2 議会の審議において、議員と市長等とは緊張関係を保持することを 定めています。
- 3 市長をはじめとする執行機関の出席者が議員の質疑・質問の趣旨を 確認するための発言(反問)ができることを定めています。

【用語】

※ 一問一答方式

議員が一問ずつ質問を行い、市長や執行機関の職員が答弁を行うという形式で問答を続けることをいいます。

なお、伊勢市議会の本会議では、最初の質問については、一括方式 を用い、再質問以降で一問一答方式を用いています。

第6章 議会の運営

(法第96条第2項の議決事件)

- 第14条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。
- 2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議会は、議決機関としての責任を果たすとともに、機能強化を図る ため、地方自治法第96条第2項の規定により、議決すべき項目を積極 的に追加していくことを定めています。
- 2 具体的な議決すべき項目は、「伊勢市議会の議決すべき事件に関す る条例」で定めます。

【参考条文】

※ 地方自治法第96条第2項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(定例会の回数及び会期)

- 第15条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等に当たり、議会の機能 を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとする。
- 2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 定例会の回数や会期の決定に当たっては、十分な審議が尽くせるよう配慮し、決定すると定めています。
- 2 具体的な定例会の回数は、「伊勢市議会定例会の招集回数に関する 条例」で定めています。
- * 定例会
 - ・3月、6月、9月及び12月の年4回

(予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請)

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に分かりやす い施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

【解説】

予算案や決算を議会へ付議するに当たっては、市民の代表である議員が審議を深められるよう、分かりやすい説明資料を作成するよう市長に求めています。

(委員会)

- 第17条 常任委員会及び特別委員会は、その特性を活かし、専門的及び 具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。
- 2 常任委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。

- 1 常任委員会及び特別委員会は、特定の事案について審議するという 特性による専門性から、より具体的に議案等の審議を行うことを定め ています。
- 2 本会議の閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという常任委員会の特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくことを定めています。

第7章 政務活動

(政務活動)

- 第18条 会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動 費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調 査、研究その他の活動を行わなければならない。
- 2 議会は、会派により行われた調査、研究その他の活動の成果を共有するよう努めるものとする。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解説】

- 1 政務活動費は、調査、研究その他活動に資するために支給されるもので、厳正かつ適正に活用し、積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならないものと定めています。
- 2 議会は、会派により行われた調査、研究の成果を共有するため、事前に視察申出書の写し、また、視察実施後に報告書の写しを各会派に配付することにしています。
- 3 政務活動費に関しては、「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めています。なお、運用については、「政務活動費の取り扱いマニュアル」に基づき行っています。

【参考条文】

※ 地方自治法第 100 条第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第8章 議会の体制整備

(議員研修)

第19条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を 図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした 議員研修の充実及び強化することを定めています。なお、現在は、議会 運営や政策課題等について、全議員を対象とした全体研修を年2回程度 実施しています。

(議会改革への取組)

第20条 議会は、その改革に継続的に取り組むものとする。

【解説】

市議会は、「改革先行型」として、議会改革の取組を進めてきましたが、 今後も継続的に取り組んでいくという決意と姿勢を表したものです。

(広報広聴機能の充実)

- **第21条** 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民 への情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に 係る特別委員会を設置するものとする。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。

- 1 議会が市民にとって身近で開かれた存在になるためには、会議等の公開のほか、議会に関する情報を市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体により市民に提供することに努めることを定めています。
- 2 市民が議会に対する意見を言える環境及び機会の確保に努めること を定めています。
- 3 広報広聴機能の充実に向けた取組をするために、議員による広報広聴に係る特別委員会を設置することを定めています。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、議会の議決を経て、「伊勢 市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関す る要綱」で定めています。なお、現在は、議会のあり方調査特別委員 会の広報広聴検討分科会がこの役割を担っています。

第9章 議員の倫理

(議員の倫理)

- **第22条** 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められている ことを深く自覚し、行動しなければならない。
- 2 議員の倫理については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員は、高い倫理性が求められていることを自覚し、行動することを定めています。
- 2 議員の政治倫理については、「伊勢市議会議員政治倫理条例」で定めます。

第10章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第23条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率 化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体 制の整備に努めるものとする。

【解説】

本条例第2条(議会の活動原則)で、市民の多様な意見を的確に把握すること、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと等を規定しています。これらを積極的に進めるには、議会の活動を補助する議会事務局の機能強化が必要不可欠となるため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化及び組織体制の整備に努めることを定めています。

(議会図書室)

- **第24条** 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民及び市の職員の利用に供するものとする。
- 2 議会図書室の管理及び運営については、別に定める。

【解説】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、市民や職員にも開かれたもの とすることを定めています。
- 2 具体的な議会図書室の管理及び運営については、「伊勢市議会図書室 規程」で定めています。

第11章 補則

(他の条例との関係)

第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

この条例は、市議会の基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合は、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

- **第26条** 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証 し、必要に応じて改正等をするものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

- 1 議会は、この条例の実効性を将来にわたって担保するため、随時に 内容の検証を行い、必要があれば改正等をするものとしています。
- 2 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な措置を講じることとしています。

(附則)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(附則 令和元年 10 月 10 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発する日を定めています。